

## ○ 京都市職員共済組合被扶養者認定基準

平成22年12月1日

最近改正 令和4年10月1日

(目的)

第1条 この基準は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第2号、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第3条及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年自治甲公第10号）第1章第2条関係第1項第2号に定められる被扶養者の認定等を公平かつ適正に行うため、京都市職員共済組合（以下「組合」という。）において、必要な事項を定めるものである。

(被扶養者の範囲)

第2条 被扶養者とは、地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号の規定により、次の各号に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持されるものであって、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有していないが渡航目的その他の事業を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものをいう。

(1) 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実上の配偶者」という。）を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

(3) 組合員の実事上の配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続き組合員と同一の世帯に属するもの

2 前項に規定する、日本国内に生活の基礎があると認められるものは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 外国において留学をする学生

(2) 外国に赴任する組合員に同行する者

(3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

(4) 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、第二号に掲げる者と同等と認められるもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、被扶養者としなない。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定によ

る後期高齢者医療の被保険者及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者

- (2) 地方公務員法等共済組合法施行規程第2条の2第1項各号のいずれかに該当する者
- (3) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者、日雇特例被保険者若しくは船員保険の被保険者又はその組合員若しくは被保険者の被扶養者
- (4) 組合員以外の者がその者に係る扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- (5) 組合員以外に他の扶養義務者がいる場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者

(収入の種類及び収入額)

第3条 この基準でいう収入とは、給与、年金（公的年金、企業年金、私的年金、遺族年金等非課税扱いの年金等を含む。）、恩給、利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入、雇用保険法に基づき支給される失業等給付金、健康保険法等に基づき支給される傷病手当金及び出産手当金（付加金を含む。）、組合員以外の者からの仕送り（生計費、養育費等）その他継続的に得ている全ての収入をいう。

2 この基準でいう収入額とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入額 年間の収入額からその収入額を得るために必要な経費を控除して得た額。ただし、事業収入における必要な経費は別表1に掲げるものをいう。
- (2) 公的年金収入額 年金額の改定等に係る直近の通知書に記載された額
- (3) その他の収入額 支給された額。ただし、給与収入額については、交通費、通勤手当等として給与明細書等に記載されている額を控除して得た額

(被扶養者の申告)

第4条 組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、その組合員は、遅滞なく、被扶養者申告書（以下「申告書」という。）に次条に規定する必要書類を添付し、原則として所属所長を経て組合へ申告しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者に該当し被扶養者がその要件を欠くに至った場合で、組合がその事実を組合員原票、申告書その他組合が保有する書類により確認したときは、この限りではない。

2 組合員は、被扶養者の居住形態に変更があった場合は、組合が指定する書類を備えて申告書を提出しなければならない。

(申告書の添付書類)

第5条 組合員は、被扶養者の要件を備える者（以下「認定対象者」という。）がある場合は、申告書に次の各号に掲げる書類のうち、組合が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、組合が、同条第2号及び第3号に規定する書類により証明すべき事実

を地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りではない。

- (1) 被扶養者についての情報照会依頼書兼申立書（ただし、扶養認定に係る申立については当該認定対象者が満16歳未満の場合は不要）
- (2) 扶養関係を証する書類
  - ア 同居又は別居の状況を証する書類
  - イ 続柄を証する書類
  - ウ 学生証又は在学証明書の写し
- (3) 収入を証する書類
  - ア 年金受給に係る直近の通知書の写し
  - イ 直近3か月の給与明細書等
  - ウ 確定申告書及び収支内訳書等の写し
  - エ 住民税（非）課税証明書
  - オ 雇用保険受給資格者証の写し
  - カ 雇用保険を受給しない場合は離職票1、2
  - キ 金融機関等の振込票等、客観的に仕送りの事実が確認できる書類（別居の場合）
- (4) その他組合が必要と認める書類

2 組合員は、被扶養者の要件を欠くに至った被扶養者（以下「取消対象者」という。）がある場合は、申告書に次のアからオまでに掲げる書類のうち、組合が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、組合が、以下の規定する書類により証明すべき事実を地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りではない。

- ア 就職した日を証する書類
- イ 月額収入を証する書類
- ウ 年金証書又は年金改定通知書の写し
- エ 雇用保険受給資格者証の写し
- オ その他組合が必要と認める書類

（申告書の審査）

- 第6条 組合は、第4条に規定する申告書が提出された場合において、第8条から第12条までに規定する認定要件に基づきその申告内容及び添付書類を審査し、申告内容に疑義があるもの、記載内容が不備なもの又は添付書類が不足しているものがあるときは、申告した組合員又は所属所長への照会、申告書の返戻、必要書類の請求等を行うことができる。
- 2 組合は、認定対象者に係る申告書の審査において、認定要件を欠いている申告がある場合は、当該申告書に認定できない理由を付し、所属所長を経てその組合員へ通知しなければならない。
  - 3 組合は、取消対象者に係る申告書の審査において、被扶養者の要件を欠いていること

が確認できる場合は、被扶養者の認定を取り消し、所属所長を経てその組合員へ通知しなければならない。

(申告の無効)

第7条 組合が提出を求めた必要書類の提出を組合員が正当な理由なく拒否し、又は組合が定めた提出期限までに正当な理由なく提出しない場合は、当該組合員は、認定対象者を申告する意思を放棄したものとみなし、当該申告は、無効とすることができる。

(認定対象者の収入要件)

第8条 認定対象者の収入額は、次の各号に掲げる収入要件のいずれかに該当していなければならない。ただし、次の各号に掲げる金額（以下「収入限度額」という。）の範囲内の者であっても、主として組合員の収入によりその者の生計が維持されている実態を組合が確認できない場合は、被扶養者として認定しない。

(1) 向こう1年間の収入見込額が130万円未満であること。ただし、給与等の月を単位として支給されるものである場合は月額108,333円以下、雇用保険の基本手当、健康保険等の傷病手当金等の日を単位として支給されるものである場合は日額3,561円以下であること。

(2) 収入の全部若しくは一部が障害を支給事由とする公的年金等である者又は60歳以上の者であって収入の全部若しくは一部が公的年金等に係る収入である者については、向こう1年間の収入見込額が180万円未満であること。ただし、給与等月を単位として支給されるものである場合は月額15万円未満、雇用保険の基本手当、健康保険等の傷病手当金等、日を単位として支給されるものである場合は日額4,931円以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、認定対象者に組合員以外の配偶者がある場合は、その者と当該配偶者との収入の合計額が別表第2に規定される基準額内でなければならない。

(収入月額が一定でない場合の認定要件)

第9条 収入月額が一定でない者を認定対象者とする申告があった場合、組合は直近3か月の平均収入月額が収入限度額内であるかを確認して認定の可否を決定する。

(共同扶養の場合の認定要件)

第10条 夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定は、次のとおりとする。ただし、認定対象者が扶養手当の対象者となっている場合は、育児休業中である場合を除き、扶養手当を受給している者の被扶養者とする。

(1) 原則として年間収入の多い方の被扶養者とする。

(2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。

(別居の場合の認定要件)

第11条 組合員と同一世帯に属さない者を認定対象者とする申告があった場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているときに限り、被扶養者として認定する。ただし、就

学（学校教育法に規定する学校への就学に限る。）や単身赴任等による一時的な別居の場合は、この限りでない。

- (1) 認定対象者の収入額が収入限度額内であり、かつ、当該収入額に2分の1を乗じて得た額が、組合員からの仕送り額以下であること。
- (2) 組合員からの仕送り額が、1人につき月額5万円以上であること。
- (3) 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。
- (4) 組合員から認定対象者への仕送りは、1人につき毎月1回以上、金融機関等を経由して送金していること。

（認定の効力発生日）

第12条 組合が被扶養者として認定した場合の認定日は、認定事由の生じた日（以下、「事実発生日」という。）とする。ただし、当該事実発生日から30日を経過して被扶養者申告を所属所長が受理したときは、所属所長が当該申告を受理した日を認定日とする。

（認定取消しの効力発生日）

第13条 被扶養者の資格喪失日は次のとおりとする。

- (1) 死亡したときは、死亡した日の翌日
- (2) 就職により、他の健康保険制度の適用を受けたときは、当該保険制度の資格取得日
- (3) 別居により扶養の要件を欠くに至ったときは、別居した日
- (4) 新たに年金受給権が発生し、又は年金額の改定により収入限度額を超過したときは、当該年金の初回振込日
- (5) 第3条第2項第1号に規定する利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入額のある被扶養者については、1月1日から同年12月31日までの1年間の収入合計額が収入限度額以上となった年の翌年1月1日。ただし、年の途中で収入限度額以上となること明らかとなった場合は、明らかとなった日の属する月の翌月1日
- (6) 第9条に規定する収入額が一定でない被扶養者については、直近3か月の平均月収額が収入限度額を上回った月の翌月1日。ただし、雇用条件の変更等により収入月額が基準額を超えることが明らかなきときは、収入月額変更後、初めての給与支払日

（扶養状況調査）

第14条 組合は、既に被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して具備していることの調査を随時実施する。調査により、被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡って認定を取り消す。

（職権による被扶養者の認定の取消し）

第15条 組合は、虚偽の申告、申告漏れ、前条に規定する調査等により被扶養者の要件を欠いている事実が判明したときは、認定日に遡及して被扶養者の認定を取り消すことができる。

2 組合は、前条に規定する資料の提出又は回答を正当な理由なく拒否し、又は提出しな

かった組合員に対し、更に期限を定めて当該書類等の提出又は回答を求め、それでもなお当該書類等を提出又は回答しないときは、当該組合員の被扶養者は、その要件を既に欠いているものとみなして、認定日に遡及して被扶養者の認定を取り消すことができる。

3 組合は、給与主管課、公的機関等からの連絡等により被扶養者の要件を欠いている事実が判明したとき又は被扶養者の認定を取り消すことが適切であると判断したときは、認定日、喪失日、確認日等に遡及して被扶養者の認定を取り消すことができる。

4 組合は、第1項から前項までの規定により被扶養者の認定を取り消したときは、原則として所属所長を経てその組合員に通知しなければならない。

(給付の求償)

第16条 組合は、被扶養者の認定を取り消した日以後に給付を行っているときは、その組合員に対して当該給付額を求償することができる。

(委任)

第17条 この基準に定めるもののほか、被扶養者の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年12月1日から施行する。

2 第8条から第11条までの規定は、現に被扶養者として認定されている者について準用する。この場合において、「認定対象者」とあるのは「被扶養者」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、決定の日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月9日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

## 事業収入に係る必要経費

経費の科目	控除の可否	備考
売上原価	○	販売商品の「売上原価」。
給料賃金	○	給料、賃金などの人件費。通常、全額経費と認める。
外注工賃	○	通常、全額経費と認める。
減価償却費	×	通常、全額経費と認めないが、事業用に必要な資産の取得費は、取得年に限り控除を認める。
貸倒金	×	通常、全額経費と認めない。
地代家賃	○	店舗、車庫、材料置場などの事業用の土地や建物を賃借している場合に支払った地代や家賃。通常、全額経費と認める。
利子割引料	×	事業用資金の借入金に対する支払利子、受取手形の割引料など。
租税公課	×	税金。
荷造運賃	○	販売商品の荷造りにかかった包装材料費、荷造人夫費、鉄道、船、自動車などの運賃。
水道光熱費	○	事業用として消費した水道、電気、ガス代など。事業の規模と金額が、おおむね均衡であるかを確認する。
旅費交通費	○	販売や集金などの商用のためにかかった乗車券代、車代、宿泊料など。
通信費	○	事業用として使用した電話料、はがき、切手代など。
広告宣伝費	×	テレビ、ラジオ、新聞などの広告費用、名入タオルなどの購入費用など。
接待交際費	×	中元、歳暮などの贈答品の購入費用など。
損害保険料	×	商品などの棚卸資産や、事業用の減価償却資産に対する火災保険料、火災共済掛金、自動車保険料など。
修繕費	○	事業用の家屋、機械、装置、器具その他の固定資産の修繕費。通常、全額経費と認める。
消耗品費	○	包装材料、文房具などの事務用品、自動車のガソリンなどの購入費用。
福利厚生費	×	事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの保険料など。
雑費	△	内容と事業の種類によって判定する。
専従者控除	△	実際に支払った給与金額についてのみ控除を認める。
その他	△	内容と事業の種類によって判定する。

別表第2（第8条関係）

父母等の被扶養者資格収入基準額

父	母	合算収入限度額
60歳以上	60歳以上	360万円（180万+180万）
	60歳未満	310万円（180万+130万）
60歳未満	60歳以上	310万円（130万+180万）
	60歳未満	260万円（130万+130万）

※ 60歳以上でも公的年金を受給されていない場合、60歳未満の欄を参照。

※ 障害年金受給者は60歳未満でも60歳以上の欄を参照。

※ 祖父母等の判定についても、読み替える。